

＜修正案＞
帯広市地域防災計画
（地震災害編）
新旧対照表

令和 6 年（2024 年） 2 月

帯広市防災会議

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

う

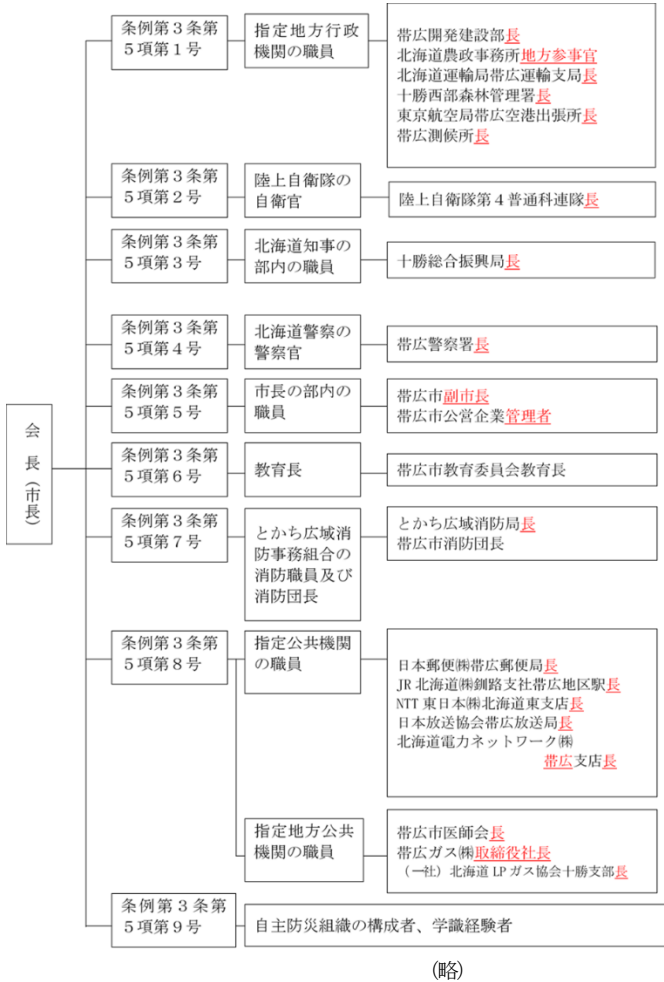
| 頁 | 現 行 (令和5年2月) | 修 正 案 (令和6年2月) | 備 考 |
|----|--|---|-----------------|
| 目次 | (略) | (略) | |
| 8 | 第3 1 節 災害救助法の適用計画 1 8 7 1 実施責任者 1 8 7 2 災害救助法の適用基準 1 8 7 3 災害救助法の適用手続 1 8 7 4 救助の実施と種類 1 8 7 5 基本法と救助法の関連 <u>1 8 9</u> | 第3 1 節 災害救助法の適用計画 1 8 7 1 実施責任者 1 8 7 2 災害救助法の適用基準 1 8 7 3 災害救助法の適用手続 1 8 7 4 救助の実施と種類 1 8 7 5 基本法と救助法の関連 <u>1 9 1</u> | 記載事項の追加・移動に伴う修正 |
| | 第3 2 節 障害物除去計画 1 9 1 1 実施責任 1 9 1 2 障害物除去の対象 1 9 1 3 障害物除去の方法 1 9 1 4 障害物の集積場所 1 9 1 5 放置車両の除去 1 9 1 | 第3 2 節 障害物除去計画 <u>1 9 3</u> 1 実施責任 <u>1 9 3</u> 2 障害物除去の対象 <u>1 9 3</u> 3 障害物除去の方法 <u>1 9 3</u> 4 障害物の集積場所 <u>1 9 3</u> 5 放置車両の除去 <u>1 9 3</u> | |
| 目次 | | | |
| 9 | 第3 3 節 飼養動物対策計画 1 9 3 1 実施責任 1 9 3 2 飼養動物の取扱い 1 9 3 第3 4 節 被災者援護支援 1 9 5 1 罹災証明書の交付 1 9 5 2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供 1 9 5 | 第3 3 節 飼養動物対策計画 <u>1 9 5</u> 1 実施責任 <u>1 9 5</u> 2 飼養動物の取扱い <u>1 9 5</u> | |
| | 第4章 災害復旧計画 | 第4章 災害復旧・被災者援護計画 | |
| | 1 実施責任者 1 9 7 2 復旧事業計画の概要 1 9 7 3 災害復旧予算措置 1 9 7 4 激甚災害 1 9 7 | 第1 節 災害復旧計画 1 9 7 1 実施責任者 1 9 7 2 復旧事業計画の概要 1 9 7 3 災害復旧予算措置 <u>1 9 8</u> 4 激甚災害 <u>1 9 8</u> 第2 節 被災者援護支援 2 0 1 1 罹災証明書の交付 2 0 1 2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供 2 0 1 | |
| | 第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 | 第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 | |
| | 第1 節 総則 <u>2 0 1</u> 1 推進計画の目的 <u>2 0 1</u> 2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務 <u>2 0 1</u> | 第1 節 総則 <u>2 0 3</u> 1 推進計画の目的 <u>2 0 3</u> 2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務 <u>2 0 3</u> | |
| | 第2 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項 <u>2 0 2</u> 1 建築物、構造物等の耐震化 <u>2 0 2</u> 2 避難場所の整備 <u>2 0 2</u> 3 避難路の整備 <u>2 0 2</u> 4 消防用施設の整備 <u>2 0 2</u> 5 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備 <u>2 0 2</u> 6 通信施設の整備 <u>2 0 2</u> | 第2 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項 <u>2 0 4</u> 1 建築物、構造物等の耐震化 <u>2 0 4</u> 2 避難場所の整備 <u>2 0 4</u> 3 避難路の整備 <u>2 0 4</u> 4 消防用施設の整備 <u>2 0 4</u> 5 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備 <u>2 0 4</u> 6 通信施設の整備 <u>2 0 4</u> | |
| | 第3 節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 <u>2 0 3</u> 1 避難の確保 <u>2 0 3</u> | 第3 節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 <u>2 0 5</u> 1 避難の確保 <u>2 0 5</u> | |

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

| 頁 | 現 行 (令和5年2月) | 修 正 案 (令和6年2月) | 備 考 |
|---------|--|--|------------------------|
| 目次 9 | <p>2 避難場所における救護 203</p> <p>3 災害時要援護者の避難支援 204</p> <p>4 避難誘導等 204</p> <p>5 意識の普及啓発等 204</p> <p>6 消防機関等の活動 204</p> <p>7 水防管理団体等の措置 204</p> <p>8 電気、ガス、通信、放送関係 205</p> <p>9 応急復旧等 205</p> <p>10 交通対策 205</p> <p>11 市自らが管理又は運営する施設に関する対策 206</p> <p>12 迅速な救助 207</p> <p>第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項 208</p> <p>1 資機材、人員等の配備手配 208</p> <p>2 物資の備蓄・調達 208</p> <p>第5節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項 209</p> <p>1 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知 209</p> <p>2 注意を呼びかける期間 209</p> <p>3 市のとるべき措置 209</p> <p>第6節 防災訓練に関する事項 210</p> <p>第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 211</p> <p>1 市職員等に対する教育 211</p> <p>2 地域住民等に対する教育・広報 211</p> | <p>2 避難場所における救護 205</p> <p>3 災害時要援護者の避難支援 206</p> <p>4 避難誘導等 206</p> <p>5 意識の普及啓発等 206</p> <p>6 消防機関等の活動 206</p> <p>7 水防管理団体等の措置 206</p> <p>8 電気、ガス、通信、放送関係 207</p> <p>9 応急復旧等 207</p> <p>10 交通対策 207</p> <p>11 市自らが管理又は運営する施設に関する対策 208</p> <p>12 迅速な救助 209</p> <p>第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項 210</p> <p>1 資機材、人員等の配備手配 210</p> <p>2 物資の備蓄・調達 210</p> <p>第5節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項 211</p> <p>1 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知 211</p> <p>2 注意を呼びかける期間 211</p> <p>3 市のとるべき措置 211</p> <p>第6節 防災訓練に関する事項 212</p> <p>第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 213</p> <p>1 市職員等に対する教育 213</p> <p>2 地域住民等に対する教育・広報 213</p> | <p>記載事項の追加・移動に伴う修正</p> |
| P1 | <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第42条の規定</p> <hr/> <p>に基づき、帯広市における地震災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p> | <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第42条の規定及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。）に基づき、帯広市における地震災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p> | <p>道の計画の修正に併せて修正</p> |

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

P2 第4節 計画の基本方針
1 防災組織



(略)

P6 (6) 指定公共機関

(公共的機関及び公益的事業を営む法人で国が指定するもの)

| 機 関 名 (略) | 事 務 又 は 業 務 (略) |
|--------------------|--|
| 北海道電力ネットワーク(株)帯広支店 | ①電力施設等の防災管理を行うこと。 ②災害時における電力の円滑なる供給を行うこと。 ③電力施設の災害と復旧見込み等の周知を行うこと。 |

第4節 計画の基本方針
1 防災組織



(略)

(6) 指定公共機関

(公共的機関及び公益的事業を営む法人で国が指定するもの)

| 機 関 名 (略) | 事 務 又 は 業 務 (略) |
|----------------------|--|
| 北海道電力ネットワーク(株)道東統括支店 | ①電力施設等の防災管理を行うこと。 ②災害時における電力の円滑なる供給を行うこと。 ③電力施設の災害と復旧見込み等の周知を行うこと。 |

表記の適正化

北海道電力ネットワークの支店体制の変更
(R5.4.1)に伴う修正

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

| 頁 | 現 行 (令和5年2月) | 修 正 案 (令和6年2月) | 備 考 |
|-----|--|--|--|
| P27 | <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材の整備に関する計画 (略)</p> <p>1 食料等の確保 (略)</p> <p>2 備蓄倉庫及び分散備蓄の状況 (略)</p> <p>3 企業・業界団体との優先供給協定の締結 (略)</p> | <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材の整備に関する計画 (略)</p> <p>1 食料等の確保 (略)</p> <p>2 防災資機材の整備 道、市及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、市は非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努め、道及び関係機関は、市の整備の取組を支援し、補完する。</p> <p>3 備蓄倉庫及び分散備蓄の状況 (略)</p> <p>4 企業・業界団体との優先供給協定の締結 (略)</p> | <p>道のチェックリストによる修正 (道の計画に準拠して記載を追加)</p> |
| P30 | <p>第6節 相互応援体制整備計画</p> <p><u>大規模災害が発生し、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>市及び防災関係機関は、地震災害時に迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用にも努めるものとする。</p> <p>また、地震災害が発生した際に、被災市町村への応援体制を迅速かつ的確に実施できるよう、応援体制を構築するとともに、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるようマニュアルを作成するなど、応援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるものとする。</p> <p>2 相互応援体制の整備</p> <p>(1) 市は、道や他の市町村等の応援要求が迅速に行われるよう、あらかじめ災害対策上必要な資料の交換を行うほか、道や他の市町村との連絡先の共有をするなど、受援体制を整えておくものとする。</p> <p>(2) 防災関係機関は、あらかじめ、道、市、その他防災関係機関との連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>災害時に、自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時</p> | <p>第6節 相互応援(受援)体制整備計画</p> <p><u>災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、道、市及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。</u></p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>災害予防責任者は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用にも努めるものとする。</p> <p>また、大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援体制を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じたマニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。</p> <p>2 相互応援(受援)体制の整備</p> <p>帯広市</p> <p>(1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日ごろから道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。</p> <p>(2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。</p> <p>(3) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時</p> | <p>道のチェックリストによる修正 (道の計画に準拠して記載を追加)</p> |

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

| 頁 | 現 行 (令和5年2月) | 修 正 案 (令和6年2月) | 備 考 |
|-----|---|---|--|
| P30 | <p>被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮するものとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> | <p>被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮するものとする。</p> <p><u>消防機関</u> 道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むようあらかじめ体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>防災関係機関等</u> あらかじめ、道、市その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を調べておくものとする。</p> <p>3 災害時におけるボランティア活動の環境整備 (1) 道及び市は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。 (2) 道、市及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。 (3) 道及び市は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。 (4) 道及び市は、社会福祉協議会、NPO 等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p> | <p>道のチェックリストによる修正 (道の計画に準拠して記載を追加)</p> |

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

| 頁 | 現 行 (令和5年2月) | 修 正 案 (令和6年2月) | 備 考 | |
|-----|---|---|--|-----------------------|
| P36 | <p>第8節 避難体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>2 避難場所・避難所等の確保</p> <p>(略)</p> <p>(1) 指定緊急避難場所 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や地震など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定緊急避難場所として指定するものとする。</p> <p>(略)</p> | <p>第8節 避難体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>2 避難場所・避難所等の確保</p> <p>(略)</p> <p>(1) 指定緊急避難場所 市は、災害時にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や地震など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定緊急避難場所として指定するものとする。</p> <p>(略)</p> | <p>道のチェックリストによる修正 (道の計画に準拠して記載を修正)</p> | |
| P38 | <p>3 避難場所・避難所等の住民への周知</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知 市は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など災害時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> | <p>3 避難場所・避難所等の住民への周知</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知 市は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など災害時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p><u>また、ハザードマップ等の配布又は閲覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> | | <p>一般災害編の修正に併せて修正</p> |
| P40 | <p>6 防災上重要な施設の管理等</p> <p>学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。</p> <p>ア 避難する場所(避難場所、避難所)</p> <p>イ 経路</p> <p>ウ 移送の方法</p> <p>エ 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法</p> <p>オ 保健、衛生及び給食等の実施方法</p> <p>カ 暖房及び発電機の燃料確保の方法</p> | <p>6 防災上重要な施設の管理等</p> <p>学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。</p> <p>ア 避難する場所(避難場所、避難所)</p> <p>イ 経路</p> <p>ウ 移送の方法</p> <p>エ 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法</p> <p>オ 保健、衛生及び給食等の実施方法</p> <p>カ <u>冷</u>暖房及び発電機の燃料確保の方法</p> | | |
| P41 | <p>第9節 災害時要援護者対策計画</p> <p>1 安全対策</p> <p>(1) 市の対策 市は、防災担当部や福祉担当部をはじめとする関係部の連携の下、平常時から災害時要援護者に関する情報を把握し、避難支援計画や災害時要援護者名簿の作成・定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する _____ 等、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> | <p>第9節 災害時要援護者対策計画</p> <p>1 安全対策</p> <p>(1) 市の対策 市は、防災担当部や福祉担当部をはじめとする関係部の連携の下、平常時から災害時要援護者に関する情報を把握し、避難支援計画や災害時要援護者名簿の作成・定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する <u>ほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する</u>等、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> | <p>防災基本計画との整合のため修正</p> | |

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

| 頁 | 現 行 (令和5年2月) | 修 正 案 (令和6年2月) | 備 考 |
|-----|---|--|----------------------------------|
| P51 | <p>第13節 土砂災害予防計画 3 土砂災害警戒情報の伝達系統</p> <p>(略)</p> <p>※帯広建設管理部から帯広市へは「事前連絡」</p> | <p>第13節 土砂災害予防計画 3 土砂災害警戒情報の伝達系統</p> <p>(略)</p> <p>※帯広建設管理部から帯広市へは「事前連絡」</p> | <p>道の機構改革 (R5.6.1) による修正</p> |
| P76 | <p>第3章 地震応急対策計画 第2節 災害情報等の収集・伝達計画 2 災害情報等の内容及び通報の時期 (3) 市の報告</p> <p>ア 市は、震度4以上を記録した場合、被災状況を道に報告する。(但し、震度5強以上を記録した場合、第1報を道及び国(消防庁)に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。)</p> <p>なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても引き続き消防庁に報告するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>《本部の通信施設》</p> | <p>第3章 地震応急対策計画 第2節 災害情報等の収集・伝達計画 2 災害情報等の内容及び通報の時期 (3) 市の報告</p> <p>ア 市は、震度5弱以上を記録した場合、被災状況を道に報告する。(但し、震度5強以上を記録した場合、第1報を道及び国(消防庁)に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。)</p> <p>なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても引き続き消防庁に報告するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>《本部の通信施設》</p> | <p>道の計画に即して修正</p> |
| P78 | <p>3 北海道防災行政無線(北海道総合行政情報ネットワーク) 北海道と市町村との情報伝達用無線(地上系と衛星系の2ルート)</p> <p>(1) 電話機</p> <ul style="list-style-type: none"> 十勝総合振興局地域政策課防災主査 6-850-2191 <p>(略)</p> <p>(略)</p> | <p>3 北海道防災行政無線(北海道総合行政情報ネットワーク) 北海道と市町村との情報伝達用無線(地上系と衛星系の2ルート)</p> <p>(1) 電話機</p> <ul style="list-style-type: none"> 十勝総合振興局危機対策室 6-850-2191 <p>(略)</p> <p>(略)</p> | <p>道の機構改革 (R5.6.1) による修正</p> |

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

| 頁 | 現 行 (令和5年2月) | 修 正 案 (令和6年2月) | 備 考 |
|----------------|---|--|---|
| P80 | <p>災害情報・被害状況報告取扱要領</p> <p>市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を十勝総合振興局長に報告するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 報告の種類及び内容</p> <p>(1) 災害情報</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。この場合災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。</p> <p>(略)</p> | <p>災害情報・被害状況報告取扱要領</p> <p>市町村長は、災害時、次の定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を十勝総合振興局長に報告するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 報告の種類及び内容</p> <p>(1) 災害情報</p> <p>災害時は、別表1の様式により速やかに報告すること。この場合災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。</p> <p>(略)</p> | <p>道のチェックリストによる修正 (道の計画に準拠した修正)</p> |
| P94 P96 | <p>第4節 避難対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 避難実施責任者及び措置内容</p> <p>(略)</p> <p>(5) 自衛官（災害派遣を命ぜられた自衛官）（自衛隊法第94条） 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官がその場にいなくて限り、次の措置をとることができる。</p> <p>(略)</p> <p>7 避難所の開設</p> <p>(1) 市は、発災時及び災害発生のおそれがある時に必要に応じ、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。</p> <p>また、災害時要援護者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。</p> <p>必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設するものとする。</p> <p>避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。</p> <p>(2) 市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が継続と見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</p> <p>(3) 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から危機対策室と健康保険室が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> | <p>第4節 避難対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 避難実施責任者及び措置内容</p> <p>(略)</p> <p>(5) 自衛官（災害派遣を命ぜられた自衛官）（自衛隊法第94条） 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害時において、市長等、警察官がその場にいなくて限り、次の措置をとることができる。</p> <p>(略)</p> <p>7 避難所の開設</p> <p>(1) 市は、発災時及び災害発生のおそれがある時に必要に応じ、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。また、災害時要援護者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設するものとする。</p> <p>(2) 指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所を確保し、避難支援に努めるとともに、災害時要援護者が災害時に速やかに避難することができる支援体制の確立に努めるものとする。</p> <p>(3) 市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</p> <p>(4) 市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が継続と見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</p> <p>(5) 市は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。</p> <p>(6) 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から危機対策室と健康保険室が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>(7) 避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページや防災メール等を含</p> | <p>道のチェックリストによる修正 (道の計画に準拠した修正)</p> <p>一般災害対策編と記載をそろえるための修正</p> |

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

| 頁 | 現 行 (令和5年2月) | 修 正 案 (令和6年2月) | 備 考 |
|------|--|--|---|
| P96 | <p>8 避難所の運営管理等</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。</p> <p>また、市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 市は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、</p> <p>専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>また、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> | <p>め、効果的な情報発信の手段について検討する。</p> <p>(8) 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。</p> <p>8 避難所の運営管理等</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。</p> <p>また、市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 市は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や市町村、医療・保健関係者等と連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。</p> <p>また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>また、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> | <p>一般災害対策編と記載をそろえるための修正</p> <p>防災基本計画との整合のための修正</p> |
| P110 | <p>第7節 災害警備計画</p> <p>(略)</p> <p>3 災害時の警察活動</p> <p>(2) 警備体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>また、帯広警察署だけでは対処できないような大規模な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合は、北海道警察釧路方面本部へ応援部隊の派遣を要請し、警備体制を確保する。</p> <p>(略)</p> | <p>7節 災害警備計画</p> <p>(略)</p> <p>3 災害時の警察活動</p> <p>(2) 警備体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>また、帯広警察署だけでは対処できないような大規模な災害時は、北海道警察釧路方面本部へ応援部隊の派遣を要請し、警備体制を確保する。</p> <p>(略)</p> | <p>道のチェックリストによる修正 (道の計画に準拠した修正)</p> |

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

| 頁 | 現 行 (令和5年2月) | 修 正 案 (令和6年2月) | 備 考 |
|------|--|---|--|
| P115 | <p>第8節 交通応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>3 緊急輸送のための交通規制</p> <p>(略)</p> <p>(2) 緊急通行車両の確認手続き</p> <p>(略)</p> <p>オ <u>事前届出制度</u>の普及等 道、市及び地方行政機関は、<u>発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう</u>、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための<u>事前届出制度</u>の周知を行うとともに、自らも<u>事前届出</u>を積極的に<u>する</u>など、その普及を図るものとする。</p> | <p>第8節 交通応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>3 緊急輸送のための交通規制</p> <p>(略)</p> <p>(2) 緊急通行車両の確認手続き</p> <p>(略)</p> <p>オ <u>発災前確認手続</u>の普及等 道、市及び地方行政機関は、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための<u>確認手続</u>を<u>発災前に行うことができる旨</u>周知を行うとともに、自らも<u>発災前の手続</u>を積極的に<u>する</u>など、その普及を図るものとする。</p> | <p>事前届出制度が廃止され、発災前においても緊急通行車両の確認手続を実施することが可能になったことによる修正</p> |
| P125 | <p>第10節 消防防災ヘリコプター活用計画</p> <p>(略)</p> <p>2 緊急運航の要請 市長は、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u>で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、知事に対し運航の要請をするものとする。</p> <p>(略)</p> | <p>第10節 消防防災ヘリコプター活用計画</p> <p>(略)</p> <p>2 緊急運航の要請 市長は、<u>災害時</u>で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、知事に対し運航の要請をするものとする。</p> <p>(略)</p> | <p>道のチェックリストによる修正 (道の計画に準拠した修正)</p> |
| P126 | <p>7 救急患者の緊急輸送手続等</p> <p>(2) 救急患者の緊急搬送手続き</p> <p>ア 市長は、医療機関等から緊急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後十勝総合振興局（地域<u>政策部地域政策課</u>）及び帯広警察署にその旨を連絡するものとする。</p> | <p>7 救急患者の緊急輸送手続等</p> <p>(2) 救急患者の緊急搬送手続き</p> <p>ア 市長は、医療機関等から緊急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後十勝総合振興局（地域<u>創生部危機対策室</u>）及び帯広警察署にその旨を連絡するものとする。</p> | <p>道の機構改革 (R5.6.1)による修正</p> |
| P149 | <p>第16節 電力施設災害応急計画</p> <p>(略)</p> <p>1 電気施設 地震災害により電気施設に被害が生じ、又は発生するおそれがある場合、人命・市民生活の確保のため、北海道電力帯広支店、北海道電力ネットワーク（株）<u>帯広支店</u>は各設備に有効な予防対策、二次災害発生の防止対策、及び速やかな応急復旧対策を講じ、公共施設としての機能を維持することとする。</p> <p>(1) 非常態勢</p> <p>ア 非常災害対策<u>帯広支店</u>支部の設置 (ア) 非常<u>災害が発生し、又は非常災害が発生するおそれがある場合</u>には、迅速かつ適切な予防、復旧対策を講ずるため、「非常事態対策組織<u>帯広支店</u>支部運営マニュアル」に基づき「非常災害対策<u>帯広支店</u>支部」を設置し、非常態勢を発令する。</p> | <p>第16節 電力施設災害応急計画</p> <p>(略)</p> <p>1 電気施設 地震災害により電気施設に被害が生じ、又は発生するおそれがある場合、人命・市民生活の確保のため、北海道電力帯広支店、北海道電力ネットワーク（株）<u>道東統括支店</u>は各設備に有効な予防対策、二次災害発生の防止対策、及び速やかな応急復旧対策を講じ、公共施設としての機能を維持することとする。</p> <p>(1) 非常態勢</p> <p>ア 非常災害対策<u>道東統括支店</u>支部の設置 (ア) 非常<u>災害時</u>には、迅速かつ適切な予防、復旧対策を講ずるため、「非常事態対策組織<u>道東統括支店</u>支部運営マニュアル」に基づき「非常災害対策<u>道東統括支店</u>支部」を設置し、非常態勢を発令する。</p> | <p>北海道電力ネットワークの支店体制の変更 (R5.4.1)に伴う修正</p> <p>道のチェックリストによる修正 (道の計画に準拠した修正)</p> |

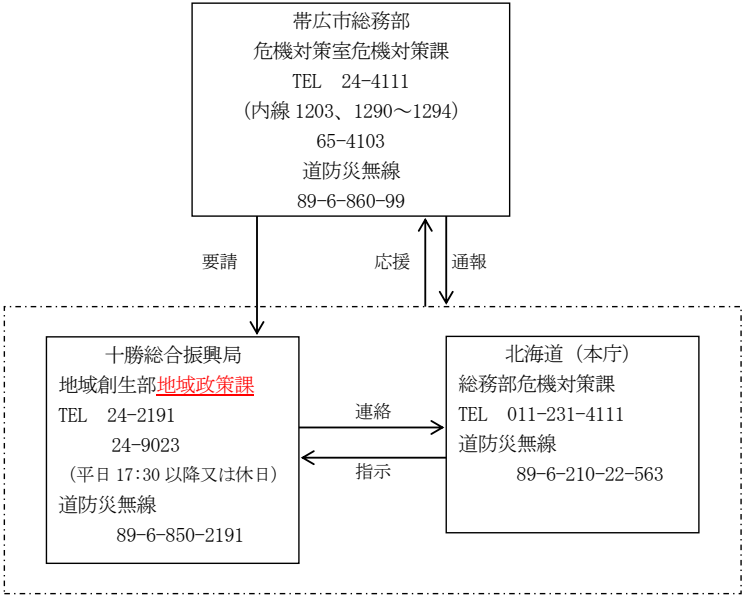
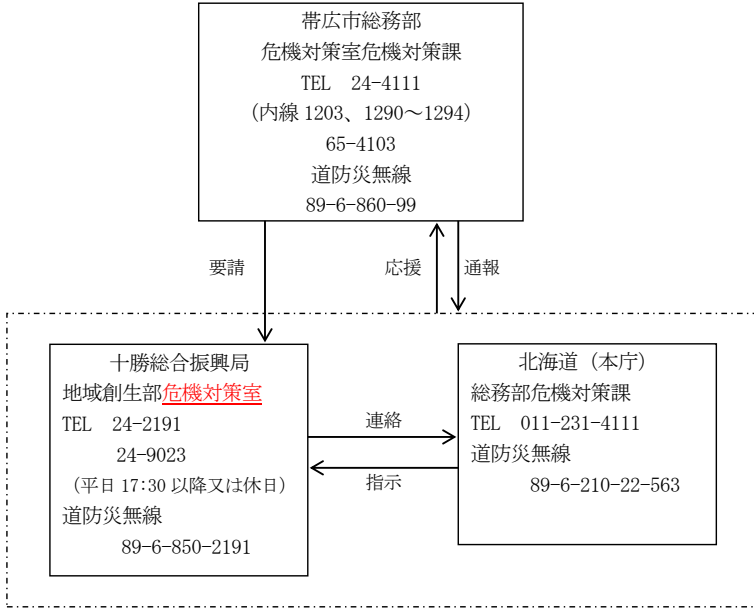
帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

| 頁 | 現 行 (令和5年2月) | 修 正 案 (令和6年2月) | 備 考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|--|---|---------------------------------|------------------------------|-----------------------|------|------|----------|-------------|-----|----|--------|---------|-------------|----|---------|----------------|---------------|------------|----|------------------------------|-----------------------|--|-------|-------|-------|-----|-----|------------|----|---|--|------|-------------|-----|----|-------------------------|------|-----|--------------|-------------|---------|--|-----|-------|------|------|------|------|----------|-------------|-----|----|--------|---------|-------------|----|---------|----------------|---------------|------------|----|------------------------------|-----------------------|--|-------|-------|-------|-----|-----|------------|----|---|--|------|-------------|-----|----|-------------------------|------|-----|--------------|-------------|---------|-------------------|
| P153 | 第18節 通信施設災害応急対策計画 (略) 1 非常態勢（災害対策本部等の設置） (1) <u>災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合</u> は、必要に応じて「災害対策本部」を設置する。 | 第18節 通信施設災害応急対策計画 (略) 1 非常態勢（災害対策本部等の設置） (1) <u>災害時</u> は、必要に応じて「災害対策本部」を設置する。 | 道のチェックリストによる修正 (道の計画に準拠した修正) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| P162 | 第22節 廃棄物処理等計画 7 清掃など施設状況 (1) ごみ処理・ごみ埋立 <table border="1" data-bbox="197 507 1021 724"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>処理区分</th> <th>処理方法</th> <th>処理能力</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">くりりんセンター</td> <td rowspan="2">帯広市西24条北4丁目</td> <td>可燃物</td> <td>焼却</td> <td>330t/D</td> <td rowspan="2">37-3550</td> </tr> <tr> <td>不燃物 大型ごみ</td> <td>破碎</td> <td>110t/5h</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物 最終処分場</td> <td>池田町字美加登279-10</td> <td>焼却灰 破碎物</td> <td>埋立</td> <td>311,200 <u>m³</u></td> <td>37-3550 (くりりんセンター)</td> </tr> </tbody> </table> (略) 8 清掃車両保有状況 <table border="1" data-bbox="210 783 1025 965"> <thead> <tr> <th></th> <th>ごみ収集車</th> <th>その他車両</th> <th>し尿収集車</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直 営</td> <td><u>8</u>台</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>委託業者</td> <td><u>14</u>台</td> <td>10台</td> <td>5台</td> <td>ごみ委託5社、資源委託4社 し尿委託2社</td> </tr> <tr> <td>許可業者</td> <td>99台</td> <td><u>692</u>台</td> <td><u>18</u>台</td> <td>委託業者含む。</td> </tr> </tbody> </table> | 名 称 | 所 在 地 | 処理区分 | 処理方法 | 処理能力 | 電話番号 | くりりんセンター | 帯広市西24条北4丁目 | 可燃物 | 焼却 | 330t/D | 37-3550 | 不燃物 大型ごみ | 破碎 | 110t/5h | 一般廃棄物 最終処分場 | 池田町字美加登279-10 | 焼却灰 破碎物 | 埋立 | 311,200 <u>m³</u> | 37-3550 (くりりんセンター) | | ごみ収集車 | その他車両 | し尿収集車 | 摘 要 | 直 営 | <u>8</u> 台 | 1台 | — | | 委託業者 | <u>14</u> 台 | 10台 | 5台 | ごみ委託5社、資源委託4社 し尿委託2社 | 許可業者 | 99台 | <u>692</u> 台 | <u>18</u> 台 | 委託業者含む。 | 第22節 廃棄物処理等計画 7 清掃など施設状況 (1) ごみ処理・ごみ埋立 <table border="1" data-bbox="1106 507 1930 724"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>処理区分</th> <th>処理方法</th> <th>処理能力</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">くりりんセンター</td> <td rowspan="2">帯広市西24条北4丁目</td> <td>可燃物</td> <td>焼却</td> <td>330t/D</td> <td rowspan="2">37-3550</td> </tr> <tr> <td>不燃物 大型ごみ</td> <td>破碎</td> <td>110t/5h</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物 最終処分場</td> <td>池田町字美加登279-10</td> <td>焼却灰 破碎物</td> <td>埋立</td> <td>311,200 <u>m³</u></td> <td>37-3550 (くりりんセンター)</td> </tr> </tbody> </table> (略) 8 清掃車両保有状況 <table border="1" data-bbox="1115 783 1930 965"> <thead> <tr> <th></th> <th>ごみ収集車</th> <th>その他車両</th> <th>し尿収集車</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直 営</td> <td><u>4</u>台</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>委託業者</td> <td><u>21</u>台</td> <td>10台</td> <td>5台</td> <td>ごみ委託5社、資源委託4社 し尿委託2社</td> </tr> <tr> <td>許可業者</td> <td>99台</td> <td><u>751</u>台</td> <td><u>32</u>台</td> <td>委託業者含む。</td> </tr> </tbody> </table> | 名 称 | 所 在 地 | 処理区分 | 処理方法 | 処理能力 | 電話番号 | くりりんセンター | 帯広市西24条北4丁目 | 可燃物 | 焼却 | 330t/D | 37-3550 | 不燃物 大型ごみ | 破碎 | 110t/5h | 一般廃棄物 最終処分場 | 池田町字美加登279-10 | 焼却灰 破碎物 | 埋立 | 311,200 <u>m³</u> | 37-3550 (くりりんセンター) | | ごみ収集車 | その他車両 | し尿収集車 | 摘 要 | 直 営 | <u>4</u> 台 | 1台 | — | | 委託業者 | <u>21</u> 台 | 10台 | 5台 | ごみ委託5社、資源委託4社 し尿委託2社 | 許可業者 | 99台 | <u>751</u> 台 | <u>32</u> 台 | 委託業者含む。 | 誤記の修正 時点修正 |
| 名 称 | 所 在 地 | 処理区分 | 処理方法 | 処理能力 | 電話番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| くりりんセンター | 帯広市西24条北4丁目 | 可燃物 | 焼却 | 330t/D | 37-3550 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 不燃物 大型ごみ | 破碎 | 110t/5h | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般廃棄物 最終処分場 | 池田町字美加登279-10 | 焼却灰 破碎物 | 埋立 | 311,200 <u>m³</u> | 37-3550 (くりりんセンター) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ごみ収集車 | その他車両 | し尿収集車 | 摘 要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 直 営 | <u>8</u> 台 | 1台 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委託業者 | <u>14</u> 台 | 10台 | 5台 | ごみ委託5社、資源委託4社 し尿委託2社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 許可業者 | 99台 | <u>692</u> 台 | <u>18</u> 台 | 委託業者含む。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名 称 | 所 在 地 | 処理区分 | 処理方法 | 処理能力 | 電話番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| くりりんセンター | 帯広市西24条北4丁目 | 可燃物 | 焼却 | 330t/D | 37-3550 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 不燃物 大型ごみ | 破碎 | 110t/5h | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般廃棄物 最終処分場 | 池田町字美加登279-10 | 焼却灰 破碎物 | 埋立 | 311,200 <u>m³</u> | 37-3550 (くりりんセンター) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ごみ収集車 | その他車両 | し尿収集車 | 摘 要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 直 営 | <u>4</u> 台 | 1台 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委託業者 | <u>21</u> 台 | 10台 | 5台 | ごみ委託5社、資源委託4社 し尿委託2社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 許可業者 | 99台 | <u>751</u> 台 | <u>32</u> 台 | 委託業者含む。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

| 頁 | 現 行 (令和5年2月) | 修 正 案 (令和6年2月) | 備 考 |
|------|---|---|----------------------------------|
| P179 | <p>第28節 広域応援・受援計画</p> <p>(略)</p> <p>第1要請 要請市町村が当該市町村地域内の市町村に対して行う応援要請</p> <p>第2要請 要請市町村が他の総合振興局地域の市町村に対して行う応援要請</p> | <p>第28節 広域応援・受援計画</p> <p>(略)</p> <p>第1要請 要請市町村が当該市町村地域内の市町村に対して行う応援要請</p> <p>第2要請 要請市町村が他の総合振興局地域の市町村に対して行う応援要請</p> | <p>道の機構改革 (R5.6.1) による修正</p> |

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

| 頁 | 現 行 (令和5年2月) | 修 正 案 (令和6年2月) | 備 考 |
|------|--|---|---------------------------------|
| | <p>第3要請 要請市町村が北海道知事（十勝総合振興局長）に対して行う応援要請</p>  | <p>第3要請 要請市町村が北海道知事（十勝総合振興局長）に対して行う応援要請</p>  | <p>道の機構改革 (R5.6.1)による修正</p> |
| P183 | <p>第29節 自衛隊派遣要請計画 2 災害派遣要請の手続 (2) 担当の対策部班及び要請先 ア 自衛隊の災害派遣要請は、本部長が行う。 イ 十勝総合振興局地域政策部地域政策課に派遣の要請を依頼する。</p> | <p>第29節 自衛隊派遣要請計画 2 災害派遣要請の手続 (2) 担当の対策部班及び要請先 ア 自衛隊の災害派遣要請は、本部長が行う。 イ 十勝総合振興局地域創生部危機対策室に派遣の要請を依頼する。</p> | <p>道の機構改革 (R5.6.1)による修正</p> |
| P185 | <p>第30節 災害ボランティアとの連携計画 (略)</p> <p>3 ボランティアの受入 市（市民福祉部第1救護班）、帯広市社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入、及びその調整など、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努めるものとする。 また、ボランティアの受入れに当たっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努めるものとする。</p> | <p>第30節 災害ボランティアとの連携計画 (略)</p> <p>3 ボランティアの受入 市（市民福祉部第1救護班）、帯広市社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入、及びその調整など、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努めるものとする。 また、ボランティアの受入れに当たっては、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努めるものとする。</p> | <p>防災基本計画との整合のため修正</p> |

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

| 頁 | 現 行 (令和5年2月) | 修 正 案 (令和6年2月) | 備 考 | | | | |
|----------------------|------------------------|--|----------------------|---|----------------------------|---|--|
| P188 | 第31節 災害救助法の適用計画 (略) | 第31節 災害救助法の適用計画 (略) | 道の計画の修正に併せて修正 | | | | |
| | 4 救助の実施と種類 (略) | 4 救助の実施と種類 (略) | | | | | |
| | (1) 災害が発生した場合 | (1) 災害が発生した場合 | | | | | |
| | 救助の種類 | 実施期間 | | 実施者区分 | 救助の種類 | 主な対象者 | 実施者区分 |
| | 避難所の設置 | 7日以内 | | 市町村・日赤道支部 | 避難所の設置 (供与) | ・災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者 ・災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者 | 市町村・日赤道支部 市町村 |
| | 応急仮設住宅の供与 | 20日以内に着工 建設工事完了後3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能 | | 対象者、対象箇所の選定：市町村 設置：道（但し、委任したときは市町村） | 応急仮設住宅の供与 | 住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者 | 対象者、対象箇所の選定：市町村 設置：道（但し、委任したときは市町村） |
| | 炊き出しその他による食品の給与 | 7日以内 | | 市町村 | 炊き出しその他による食品の給与 | 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者 | 市町村 |
| | 飲料水の供給 | 7日以内 | | 市町村 | 飲料水の供給 | 災害のために現に飲料水を得ることができない者 | 市町村 |
| 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | 10日以内 | 市町村 | 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | 住家の全壊、全焼、流出、半壊又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者 | 市町村 | | |
| 医療 | 14日以内 | 医療班：道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村） | 医療 | 災害により医療の途を失った者 | 救護班：道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村） | | |

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

| 頁 | 現 行 (令和5年2月) | | | 修 正 案 (令和6年2月) | | | 備 考 |
|------|----------------------------|---|----------------------------|----------------|--|----------------------------|---------------|
| P188 | 助産 | <u>分娩の日から7日以内</u> | 医療班～道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村） | 助産 | <u>災害発生の日以前又は以後の7日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失った者</u> | 医療班：道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村） | 道の計画の修正に併せて修正 |
| | 災害にかかった者の救出 | 3日以内 | 市町村 | 被災者の救助 | <u>災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者</u> | 市町村 | |
| | 住宅の応急修理 | <u>3か月以内（国の災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）</u> | 市町村 | 被災した住宅の応急修理 | <u>災害のため住宅が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の進入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 など</u> | 市町村 | |
| | 学用品の給与 | <u>教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内</u> | 市町村 市町村 | 学用品の給与 | <u>災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）、又は床上浸水による損失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）</u> | 市町村 市町村 | |
| | 埋葬 | <u>10日以内</u> | 市町村 | 埋葬 | <u>災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給</u> | 市町村 | |
| | 遺体の捜索 | <u>10日以内</u> | 市町村 | 遺体の捜索 | <u>災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により、すでに死亡していると推定される者を捜索する</u> | 市町村 | |
| | 遺体の処理 | <u>10日以内</u> | 市町村・日赤道支部 | 遺体の処理 | <u>災害の際死亡した者に、肢体に関する処理（埋葬を除く）をする</u> | 市町村・日赤道支部 | |
| | 障害物の除去 | <u>10日以内</u> | 市町村 | 障害物の除去 | <u>半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態であり、自力では当該障害物を除去できない者</u> | 市町村 | |
| | 生業資金の貸与 | | 現在運用されていない | | | | |
| | <u>(2) 災害が発生するおそれがある場合</u> | | | | | | |
| | <u>救助の種類</u> | <u>実施期間</u> | <u>実施者区分</u> | | | | |
| | <u>避難所の設置</u> | <u>救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで</u> | 市町村 | | | | |

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

| 頁 | 現 行 (令和5年2月) | 修 正 案 (令和6年2月) | 備 考 |
|------|---|---|---|
| P188 | <p><u>(注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。</u></p> | <p><u>2 救助の程度、方法及び期間</u> <u>災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間については、災害救助法施行細則第12条によるものとする。</u> <u>なお、災害救助法施行細則第12条により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。</u></p> <p><u>3 救助に必要とする措置</u> <u>知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則ならびに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。</u></p> | <p>道の計画の修正に併せて修正</p> |
| P195 | <p>第34節 被災者援護支援 (第4章第2節に移動)</p> | | |
| P197 | <p><u>第4章 災害復旧</u> _____ <u>計画</u></p> <p><u>本章は、災害の再発生を防止するとともに、公共施設等の復旧は単なる原形復旧に止まらず、必要な改良復旧を行う等、将来の災害に備える計画とするため、災害応急対策計画に基づき、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。</u></p> <p>_____</p> <p>1 実施責任者 市長その他の執行機関、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の指定により災害復旧の実施について責任を有する者は、<u>被災した施設及び設備等について迅速、的確にその被害状況を調査し、これに基づき復旧計画を作成し、実施するものとする。</u></p> <p>2 復旧事業計画の概要 公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。 (1) 公共土木施設災害復旧事業計画 ア 河川<u>公共土木施設災害復旧事業計画</u> イ 林地荒廃防止施設<u>災害復旧事業計画</u> ウ 道路<u>公共土木施設災害復旧事業計画</u> エ 地すべり防止施設<u>災害復旧事業計画</u></p> | <p><u>第4章 災害復旧・被災者援護計画</u></p> <p><u>地震による災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。</u> <u>このため、道及び市は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。</u> <u>併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。</u> <u>また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>第1節 災害復旧計画</u></p> <p>1 実施責任者 市長その他の執行機関、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の指定により災害復旧の実施について責任を有する者が<u>実施するものとする。</u></p> <p>2 復旧事業計画の概要 公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。 (1) 公共土木施設災害復旧事業計画 ア 河川 イ 林地荒廃防止施設災 ウ 道路 エ 地すべり防止施設</p> | <p>道の計画の構成と合わせるための修正</p> <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正（災害ケースマネジメント）</p> <p>道の計画と表記を統一</p> |

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

| 頁 | 現 行 (令和5年2月) | 修 正 案 (令和6年2月) | 備 考 |
|------|--|--|--------------------------|
| P197 | <p>オ 下水道災害復旧事業計画 カ 公園災害復旧事業計画 (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画 (3) 都市施設災害復旧事業計画 (4) 上水道災害復旧事業計画 (5) 住宅災害復旧事業計画 (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画 (7) 学校教育施設災害復旧事業計画 (8) 社会教育施設災害復旧事業計画 (9) その他の災害復旧事業計画</p> <p>(略)</p> | <p>オ 下水道 カ 公園 (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画 (3) 都市施設災害復旧事業計画 (4) 上水道災害復旧事業計画 (5) 住宅災害復旧事業計画 (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画 (7) 学校教育施設災害復旧事業計画 (8) 社会教育施設災害復旧事業計画 (9) その他の災害復旧事業計画</p> <p>(略)</p> | <p>道の計画と表記を統一</p> |
| | <p>(第5章 第37節から移動)</p> | <p><u>第2節 被災者援護支援</u></p> <p><u>災害時において、各種被災者支援策に必要な罹災証明書の交付や被災者に対する救護支援のための被災者台帳の作成等については、次に定めることによる。</u></p> <p><u>1 罹災証明書の交付</u> 罹災証明は、災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策やその他の被災者支援策を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、罹災証明書の交付を行う。</p> <p><u>(1) 実施責任者</u> 罹災証明は、市長(政策推進部家屋調査第1班)が行うものとする。ただし、火災による罹災証明は、とちろ広域消防局長が行う。</p> <p><u>(2) 罹災証明の対象</u> 罹災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、証明を行うものとする。</p> <p><u>(3) 罹災証明書の交付</u> 災害により被害を受けた家屋の使用者、所有者等からの申請により、遅滞なく交付するものとする。</p> <p><u>(4) 被害家屋の判定基準</u> 被害家屋の判定は、「災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号)」に基づき行なうものとする。 判定に当たっては、原則として「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府)」にしたがって被害家屋調査を行うが、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</p> <p><u>(5) 広報</u> 罹災証明の受付・交付窓口の開設、被害家屋調査の実施を行う場合、速やかにその内容を広報するものとする。</p> <p><u>2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供</u></p> <p><u>(1) 被災者台帳の作成</u> ア 市長は、当該市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p> | <p>道の計画の構成と合わせるための修正</p> |

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

| 頁 | 現 行 (令和5年2月) | 修 正 案 (令和6年2月) | 備 考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|--|--|------|---|--------|--|------|--|----------|---------------------------------|--------------------------|--|------------|--|-------------------------------|--|---------------|--|---------|------------------------------|---------------|--|--------------------------|
| | | <p>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p> <p>イ 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1205 272 1966 722"> <tr> <td>① 氏名</td> <td>⑪ 市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することにより被災者本人が同意している場合には、その提供先</td> </tr> <tr> <td>② 生年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 性別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 住所又は居所</td> <td>⑫ ⑪の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時</td> </tr> <tr> <td>⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況</td> <td>⑬ 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号</td> </tr> <tr> <td>⑥ 援護の実施の状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 要援護者であるときは、その旨及び要援護者に該当する事由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧ 電話番号その他の連絡先</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑨ 世帯の構成</td> <td>⑭ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項</td> </tr> <tr> <td>⑩ 罹災証明書の交付の状況</td> <td></td> </tr> </table> <p>ウ 市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。</p> <p>エ 市長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。</p> <p>(2) 台帳情報の利用及び提供</p> <p>ア 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。</p> <p>(ア) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>(イ) 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。</p> <p>(ウ) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。</p> <p>イ 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する市町村長に提出しなければならない。</p> <p>(ア) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(イ) 申請に係る被災者を特定するために必要な情報</p> <p>(ウ) 提供を受けようとする台帳情報の範囲</p> <p>(エ) 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的</p> <p>(オ) その他台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項</p> <p>ウ 市長は、イの申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を含めないものとする。</p> | ① 氏名 | ⑪ 市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することにより被災者本人が同意している場合には、その提供先 | ② 生年月日 | | ③ 性別 | | ④ 住所又は居所 | ⑫ ⑪の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時 | ⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況 | ⑬ 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号 | ⑥ 援護の実施の状況 | | ⑦ 要援護者であるときは、その旨及び要援護者に該当する事由 | | ⑧ 電話番号その他の連絡先 | | ⑨ 世帯の構成 | ⑭ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項 | ⑩ 罹災証明書の交付の状況 | | <p>道の計画の構成と合わせるための修正</p> |
| ① 氏名 | ⑪ 市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することにより被災者本人が同意している場合には、その提供先 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 生年月日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ 性別 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④ 住所又は居所 | ⑫ ⑪の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況 | ⑬ 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑥ 援護の実施の状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑦ 要援護者であるときは、その旨及び要援護者に該当する事由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑧ 電話番号その他の連絡先 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑨ 世帯の構成 | ⑭ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑩ 罹災証明書の交付の状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

| 頁 | 現 行 (令和5年2月) | 修 正 案 (令和6年2月) | 備 考 |
|------|--|---|--|
| P201 | <p>第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</p> <p>第1節 総則</p> <p>1 推進計画の目的</p> <p>この計画は、<u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）</u>第5条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項その他日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災上重要な対策に係る事項等を定め、本市における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p> | <p>第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</p> <p>第1節 総則</p> <p>1 推進計画の目的</p> <p>この計画は、<u>日本海溝特措法</u>第5条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項その他日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災上重要な対策に係る事項等を定め、本市における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p> | <p>第1章第1節での修正に伴う修正</p> |
| P203 | <p>第3節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>8 電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>(1) 電気</p> <p>(略)</p> <p>イ 指定公共機関である<u>北海道電力株式会社帯広支店</u>が行う措置は、別に定めるところによる。</p> | <p>第3節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>8 電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>(1) 電気</p> <p>(略)</p> <p>イ 指定公共機関である<u>北海道電力ネットワーク株式会社道東統括支店</u>が行う措置は、別に定めるところによる。</p> | <p>北海道電力ネットワークの支店体制の変更 (R5.4.1)に伴う修正</p> |
| P209 | <p>第5節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項</p> <p>1 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知</p> <p>市民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容について、帯広市ホームページや帯広市公式SNS (<u>LINE、Facebook、Twitter</u>)、緊急情報一斉伝達システム等の手段を通じて周知を行う。</p> | <p>第5節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項</p> <p>1 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知</p> <p>市民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容について、帯広市ホームページや帯広市公式SNS、緊急情報一斉伝達システム等の手段を通じて周知を行う。</p> | <p>記載の削除</p> |